

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市職員のシフト勤務等を実施します。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に関する昨今の状況を踏まえ、職場における感染リスクの低減や職員がり患した場合における市民サービスの維持を図るため、職場勤務と在宅勤務等を交互に行うシフト勤務及び執務室の分離を実施しますのでお知らせします。

## 1 対象職員

### 全職員

市民サービスに大きな支障を生じる所属の職員は除きます。

## 2 勤務体制

### (1) シフト勤務

対象職員については、各所属において業務に支障のない範囲で、職員の勤務を「職場勤務」と「在宅勤務、在宅研修等」を1日単位又は半日単位等の交替で配置する等、2班体制以上での勤務を実施します。

### (2) 執務場所の分離

各所属において、所管の休止施設や会議室を活用し、2班体制等により勤務場所の分離を実施します。

## 3 開始日

令和2年4月14日(火)以降、体制が整い次第早期に実施。なお、本シフト勤務等については、5月6日(水)までとします。

緊急事態宣言の発出状況により延長あり。

## 4 その他

(1) 本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、新型コロナウイルス対策を総合的に進めていくため、緊急性の高くない業務については縮小を図り、「新型コロナウイルス感染症対策」及び「地域経済対策」等の緊急性の高い業務を優先して実施します。

(2) 対象外となる所属職員におきましても、可能な範囲で週休日及び勤務時間の割振変更を実施し、職員同士が密集しないよう対応します。